

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.86</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万5,400円</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）（基礎賦課限度額）</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、<u>54万円</u>を超えることができない。</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の2.02</u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第15条の4 〔同左〕</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の6.45</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）</p> <p>(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき <u>3万3,900円</u>（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の44に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、<u>52万円</u>を超えることができない。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第15条の12 〔同左〕</p> <p>(1) 所得割 <u>100分の1.98</u>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の56に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、</p>

省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 〔略〕

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者及び退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、19万円を超えることができない。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.59(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 〔略〕

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が5.4万円を超える場合には、5.4万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 〔略〕

〔同左〕

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者及び退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。)は、17万円を超えることができない。

〔同左〕

第16条の4 〔同左〕

(1) 所得割 100分の1.62(介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 〔略〕

〔同左〕

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のイに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が5.2万円を超える場合には、5.2万円)及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のロに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のハに定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（同法第317条の2第1項第2号に規定する青色専従者給与額又は同法第313条第5項に規定する事業専従者控除額については、同条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の算定についても同様とする。以下この条において同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、

(1) 〔同左〕

地方税法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万4,780
円

ロ・八 〔略〕

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、26万5,000円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 1万7,700
円

ロ・八 〔略〕

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、48万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 7,080円

ロ・八 〔略〕

（徴収猶予）

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合に

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 2万3,730
円

ロ・八 〔略〕

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、26万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 1万6,950
円

ロ・八 〔略〕

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、47万円に当該年度の保険料の賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数との合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前2号に該当する者以外のもの

イ 基礎賦課額に係る被保険者均等割額
被保険者1人につき 6,780円

ロ・八 〔略〕

〔同左〕

第23条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合に

においては、当該納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

- (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。
- (2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
- (3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、区長が特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 納付義務者の氏名及び住所
 - (2)・(3) 〔略〕
- (保険料の減免)

第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する保険料の納付義務者のうち、特に必要があると認められるものに対し、当該納付義務者の申請により、その保険料を減免することができる。

- (1) 前条第1項各号のいずれかに該当すると認められる納付義務者
- (2) 〔略〕

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限日又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 納付義務者の氏名及び住所
- (2)・(3) 〔略〕

3 〔略〕

4 第1項の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日以後の納期限又は特別徴収対象年金給付の支払に係る月の保険料から適用する。

- (1) 第1項第1号に該当する者 申請の日。

においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間を限って徴収を猶予することができる。

- (1) 〔略〕

- (2) 〔略〕

- (3) 〔略〕

- (4) 前3号に類する理由があるとき。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2)・(3) 〔略〕
- 〔同左〕

第24条 区長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができる。

- (1) 災害その他特別の事情により生活が著しく困難となった者
- (2) 〔略〕

2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2)・(3) 〔略〕

3 〔略〕

4 第1項の規定による減免は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める保険料から適用する。

- (1) 第1項第1号に該当する者 申請の日

<p>ただし、前項の規定により申請をした者 にあっては、当該やむを得ない事情が生 じた日</p> <p>(2) 第1項第2号に該当する者 旧被扶養 者が被保険者の資格を取得した日</p> <p>5 〔略〕</p>	<p><u>以後の納期限に係る保険料</u>。ただし、前 項の規定により申請をした者にあっては、 当該やむを得ない事情が生じた日<u>以後の</u> <u>納期限に係る保険料</u></p> <p>(2) 第1項第2号に該当する者 旧被扶養 者が被保険者の資格を取得した日<u>以後の</u> <u>納期限に係る保険料</u></p> <p>5 〔略〕</p>
--	---

付 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第15条の4、第15条の8、第15条の12、第15条の16、第16条の4及び第19条の2の規定は、平成28年度分の保険料から適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。